



福島市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成25年 2月 4日

福島市長 瀬戸孝則

- 1 区域 大波地区の一部
(別紙のとおり)

編入する字名			同上に編入される区域
大波字菑蒲沢	大波字菑蒲沢山	大波字熊野山	三、四の三 一一の七
大波字熊野山	大波字水戸内	大波字菑蒲沢	一八 三七、三八
大波字戸石	大波字菑蒲沢山	大波字熊野山	一一、一二、一三のイ、一三のロ、一四、一五の一、一五の二、一六の一、一六の三、一六のロ、一七の一
大波字内笠石山	大波字通草作	大波字熊野山	一五の五三
大波字上屋敷山	大波字上屋敷	大波字通草作	五の一、六の二、六の三、六の五、七
大波字上屋敷	大波字上屋敷山	大波字上屋敷	三四、三五の一、三五の三及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部
大波字上屋敷前	大波字上屋敷	大波字上屋敷山	一の二、四の二
大波字竹ノ内	大波字上屋敷山	大波字上屋敷	二二のロ
			二三の二から二三の六まで、二四の二、二五のロ及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

編入する字名	大波字竹ノ内			大波字古戸			大波字通草作			大波字大館		
大波字上屋敷前			大波字内笠石山	大波字上屋敷山	大波字内笠石山	大波字黒森	大波字菖蒲沢	大波字菖蒲沢				
同上に編入される区域 二九の二及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、並びに二九の二に隣接する道路である公有地の全部			五一の四			二一の二から二一の四まで及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部 五一の五、五五の二から五五の四まで			二一の二、二一の五、二一の六、二九の二、三一、四三及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部、並びに三二の六、三三に隣接する道路である公有地の全部 三四			一の三、九の四、一〇の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部